

社会福祉法人・更生保護法人・学校法人等の収益事業判定表

法人名			
事業年度	自	年	月
	至	年	月
			日

収益事業から生じた所得金額の計算	法人税の課税標準となる所得金額 (法人税明細書別表四の最下欄の額「所得金額又は欠損金額」)		①		
	加算	収益事業から収益事業以外の事業に支出した金額		②	
		入 と さ し た 金 額 で 益 金 不 算	受取配当金で益金不算入とされた金額	③	
			還付法人税額等	④	
				⑤	
				⑥	
				⑦	
		加算計 ②+③+④+⑤+⑥+⑦		⑧	
	減算	さ し 出 し た 金 額 で 損 金 不 算 入 と	寄附金の損金算入限度超過額	⑨	
			法人税明細書別表四で損金不算入とされた法人税額	⑩	
			法人税明細書別表四で損金不算入とされた附帯税額	⑪	
				⑫	
				⑬	
			⑭		
	減算計 ⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭		⑮		
収益事業から生じた所得金額 ①+⑧-⑮		⑯			
課税の判定	⑯ × 90/100 (円未満切捨て)		⑰		
	収益事業から収益事業以外の事業に支出した金額(②の金額)		⑱		
	⑱の金額が⑰の金額 以上である場合・・・非課税 未満である場合・・・課税 [非課税]・[課税]の該当する方に○				
添付書類	1. 決算書 2. 法人税申告書別表一 3. 法人税明細書別表四 4. 法人税明細書別表十四(二)				

この判定表は、申告書(第6号様式)に添付して提出してください。

裏面の記載の手引きを参照のうえ作成してください。

## 「社会福祉法人・更生保護法人・学校法人等の収益事業判定表」記載の手引き

この判定表は、収益事業を行う社会福祉法人、更生保護法人又は学校法人(私立学校法第64条第4項の専修学校及び各種学校を含む)が、地方税法施行令第7条の4ただし書きの規定により、法人県民税の課税上収益事業に含まれないこととされる範囲を判定する場合に使用してください。

- 1 ①欄の金額が0以下の場合、②から⑱欄の記載は不要。課税の判定欄の「非課税」に○を付してください。
- 2 ②欄には、当該事業年度中、収益事業から収益事業以外の事業へ支出した金額(法人税明細書別表十四(二)中「同上以外のみなし寄附金額」)を記載してください。
- 3 ③欄には、当該事業年度中に収入した受取配当金等の金額で、法人税法で益金不算入とされた金額(法人税明細書別表四中「受取配当等の益金不算入額」)を記載してください。
- 4 ④欄には、当該事業年度中に還付を受け、又は充当された金額(法人税明細書別表四中「法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額」及び「所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等」)を記載してください。
- 5 ⑤から⑦までの欄には、上記③、④を除く、当期中に収入した金額で、法人税法で所得の計算上益金不算入とされた金額(法人税明細書別表四で減算した金額)を記載してください。  
なお、法人税明細書別表四で減算した金額のうち、損金に算入するもの(減価償却超過額の当期認容額、納税充当金から支出した事業税等の金額等)は含めません。
- 6 ⑨欄には、法人税明細書別表四中「寄附金の損金不算入額」の金額を記載してください。
- 7 ⑩欄には、法人税法で所得の計算上損金不算入とされた法人税の額(法人税明細書別表四中「損金経理をした法人税及び地方法人税(付帯税を除く)」及び、「損金経理をした納税充当金」のうち法人税及び地方法人税額に充てる金額)を記載してください。
- 8 ⑪欄には、当該事業年度中に損金算入した附帯税及び延滞税(法人税明細書別表四中「損金経理をした附帯税(利子税を除く)、加算金、延滞金(延納分を除く)及び過怠税」)を記載してください。
- 9 ⑫から⑭までの欄には、上記⑨、⑩、⑪を除く当期中に支出した金額で、法人税法で所得の計算上損金不算入とされた金額(法人税明細書別表四で加算した金額)を記載してください。  
ただし、法人税明細書別表四で加算した金額のうち益金に算入するもの、「損金経理をした納税充当金」のうち道府県民税(利子割を除く)及び市町村民税に充てるもの、「減価償却の償却超過額」、その他各種引当金・準備金等は含めません。